

第十二回 参議院法務委員会会社更生法案等に関する小委員会会議録第二号

昭和二十六年十一月十二日(月曜日)午後一時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
委員 岡部 常君
鬼丸 義賢君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
法制意見参事官 位野木益雄君
事務局側

常任委員 長谷川 宏君
常任委員 西村 高見君
常任委員 西村 高見君

本日の会議に付した事件
○会社更生法案(内閣提出、衆議院送付)(第十一回国会継続)

○委員長(伊藤修君) それではこれより会社更生法案等に関する小委員会を開きます。前回に引続きまして質疑を継続することにいたします。他に御質問なければ私から質問させていただきます。この前御質問申上げたうち、その説明があつたのですが、本法案中の財産権の制限に関する規定は憲法第二十九条に違反しないか、こういう質問に對しまして、多数決原理によつて債権者なり、担保権者なり、そのグループの権利を制限するのであるから、別に憲法第二十九条には違反しないと答弁されておられるのですが、この御説明によりまして、多数決原理によれば常に憲法に違反しないというような解釈上誤解を生ずるのですが、

これだけでは財産権を制限するというに對するところの答弁には不十分だと思ふのですが、この点に對してなお十分御説明願つておいたほうがいいと存じます。

○政府委員(佐藤達夫君) 前回の小委員会におきまして、一応の御説明を申し上げてあるのですが、多数決原理云々ということも一つの理由であると思ふのですが、最初の段階としてこれを考へて見ることが自然ではないかと存じますので、その方向から私の考へを申上げてみたいと存じます。この二十九條の問題といたしましては、結局第二項の「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」という、この財産権の内容の問題がこの会社更生法に出て来る諸権利の変更ということに繋がるのであらうと存するものであります。で、この二十九條の第二項は申上げるまでもないことで、新しく権利を、財産権を創設する場合にもよりのこと、一応きまつておる財産権の枠というものを縮めたり、拡げたり、その変更を加える場合にも含まれておるといふことは多くの學者も承認しておるところであります。本件の場合におきましては、この財産権が不利益に変更されるという場合に先ず當るわけであり、いづれにいたしましても、ここに二条件が上つております公共の福祉に適合するようというこの言葉に嵌るかどうかということを一応究めて

見なければならぬのではないかと、いふに考へております。この憲法の中にはかく自由権の保障の條文が並んでおりますが、この公共の福祉に適合するようという文字が、公共の福祉云々の文字が出ておりますのは、例の職業選択の自由等の條文に出ておりました、學者によつてはそういう條文の中にそういう文字の現われておるようなものは、何と申しますか、比較的に制限されやすいと言つては語弊がありますが、そういうような多少の差異がある、ほかの條文とは多少の差異があるという言つておるわけではございませんが、平たくこの公共の福祉という関係から本件の場合を考へて見ますと、これは結局この本案の狙いといひますと、これは会社の潰れることを防ぐ、或るべく生かしてやろうといふところが狙いでありまして、おおよそ企業と言います以上は、仮にそれが小さな企業でありまして、会社が潰れるというところは極く卑近に考へて見ても、或いは従業員がその職を失ふ、或いは又下請業者が得意先を失ふという不利益を周囲に與えるといふことは言ひまでもないことではないかと思ふ、延いてこれが経済社会の正常な運行といふところから見まして、これに及ぼす害悪(こうごう)は必然的に多かれ少かれ考へられるわけであり、この意味で潰れかかつた会社を生かすといふことは、これらの害悪を防ぐ

という面からいつて、まさに公共の福祉に適合するものと思へるのであります。そのために債権等の権利が或る程度の犠牲を分担するといふことは止むを得ないことでありまして、これが公共の福祉に反する制限であるといふようなことにはならないと考へておるわけでありまして、手続から申しましても、この場合には先ほど最初にも触れましたように、関係者の集會という形によりまして、権利者の参加する決議といふことは必要な前提の手続となつておるのであります。而も又それが最終的には裁判所の公正な判断によつて決せられるものといふことになつております。それらのことはこの手続の面からも憲法に適合するといふ証拠と申上げることができると存するのであります。同様の例は従来の立法例で探して見ますと、例えば和議法等においても見られるものがありますし、或いは又破産法の中にも同じようなことが窺われるのでございますが、それらのことはやはり私の今申しましたような意味もあつて、憲法違反ではないといふ扱いと申しますか、一般にそう思われておるのではないかと、いふに考へておる次第でございます。

○委員長(伊藤修君) 次に更生手続開始の決定があつたときは和議手続、整理手続及び特別清算手続は失効するものであるといふことになつておりますが、六十七條二十條三項において、更生手続開始決定取消の場合には、その抹消した登記を回復すべきものとされておりますが、一度失効したものは、当然その効力を回復するといふことになるのですが、その理由を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(位野木益雄君) 和議手続、整理手続等は更生手続開始決定によつて効力を失うことになつておりますが、この開始決定が取消されたとき、本来ならば開始決定がなかつたと同じような状態に置かるべきものでありますから、特別のものを除きまして、原則として開始決定によつて生じた効力はすべて適及的になつたものと同様な状態に戻すといふことが法律上の当然の要求であると思ふのであります。従ひましてこの抹消された和議手続等の開始の登記等はこれを回復すべきものといひましたのであります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、最初と、取消なりしことになつて、最初に復活するといふことになると、今までのなされておつた手続を当然訴訟手続、非訴事件手続と、そういうものが当然復活して来ることになるのであります。が、新たに手続しなければならぬのですか。

○政府委員(位野木益雄君) これは改めて手続を要しないと考へております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、裁判所のほうで従来効力を失つてしまつたものが、裁判所が職務で以てすれば事件を再び復活させるという手続が行えるのであります。この條文でそ

ういうふうには解釈できるのであります
か、効力を失うところなつてしまつて
おるのでありますから、そういう法文
の上で以て明確にして置かんという

と、裁判所はどういう手続がとれるの
でありませうか、登記についてはそうい
う明文があるから、あなたのような御
説明で行きますというと、我々権利
を失つたものが法律の規定によつて回
復する、だから原状回復のような形に
おいてなされた登記だけは抹消するとい
うことは、これは一つの考え方として
事後処理としてあり得ると思うので
ありますが、訴訟手続、いわゆる裁判
所の手続の上において果してそういう
ことができるのでありますか、明文が
なくて……。

手続上そういうふうなことを考慮して運用すれば、これは支障なく手続が運べるものと、こういうふうに考えます。

○委員長(伊藤修君) あなたの立法者のお気持はよく我々は了解できるし、そうあるべきであると思いますが、併しこの條文の立て方だけで、權利を失いつ放しで置いて、そうして取消されたときは登記だけは回復するということは明記しておるのでありますけれども、その先ず登記が回復するという根拠が私にはちよつと理解できないのでありますけれども、なお今のお話によつて、この裁判手続をも元に復活し得るということが條文から解釈できないかと思うのでありますが、そう扱われる

ことは非常に結構なんですよ。そう行けば望ましいのでありますが。

○政府委員(位野木益雄君) 必ずしも

そういう点が明確でないということは、或いは申せるかとも思いますが、取消という以上は、その取消という効力

立法者の気持が、そういうようなお氣持を表現できるような態度に出たほうがいいのではないでしようかね。どうも御説明だけでは納得できませんね。

○政府委員(位野木益雄君) 効力を生うという言葉でござりますが、これはやはりこの法律的にはこういうふうな表現にせざるを得ないのではないかと、いふふうに考えるのでありますが、何かより適當なる法律構成の考え方がございますれば、なお研究させて頂きたいというふうに考えます。

○委員長(伊藤修君) ではその点はなお研究することにいたしまして、次に第三十條の第一項は、「弁済期にあるとき債務を弁済することができないとき」とあるが、弁済期が到来したときでは

なくて、弁済期が来ておつても、而もその取立がきびしいというような場合でなくてはならん、こういうような御

説明があつたのですが、そういうようにきびしいというふうな場合というふうに限定して解釈していいですが、先

ては別にどん／＼弁済しておる、それ
 けは非常に大口であつて、それを拂
 とすれば、これはとても企業の維持が
 むつかしいというような場合に、そう

る場合までも弁済期が到来しているといふことだけによつて更生手續を開始すべき事由に該当するといふことを考へますと、これはやはりそこまではやや広過ぎるような考へがされるのであります。弁済期は到来しておつても弁済する猶予を得ている。そこに今差当つてどうしても弁済をしなければならぬといふ事情がないといふふうな場合には、これは三十條の第一項の前段には該当しないといふふうに考へております。

○委員長(伊藤修君) 次に第四十七條

第四項でいっていますね、会社に対する債務の届出義務違反の場合にのみ損害賠償の責任を認める、会社に対する弁済又は会社財産の交付禁止に對する違反につきましては、特に損害賠償する義務を認めていないのですが、これは均

えられないのでありまして、すでに生手続が開始になるということになますと、ほかの規定等から、これは社に弁済すべからざるものであると

うことがおのずから出て来るわけ
です。で、会社は仮に弁済しても、そ
は第五十九條の規定等がありまし
ても、悪意の弁済は、これは利益の限
においてのみ効力を生ずるというふ
な、いろいろの効果をすでに生じて
るわけでありませう。そういう本来の効
果からおのずから賄われるというふ
な建前になつていゝと考へておりま
す。で、不法行為に該当する場合はど
うかと言われますが、これは例へば會
社の財産の所持者が会社の理事者と通
謀してその財産を隠匿する、或いは他

に譲渡する、或いは会社の理事者に擬してそれを費消させてしまふというふうな場合、故意に会社の財産を侵害するといふ損害を負ふべきものではないかといふふうに考えておきます。

にも考えられます。又規定の字句を見ても、管財人行為をする場合、管財人がない場合には、その会社がやる場合、会社が行為をする場合というふうになつておりますので、そこにおのづからそういうような意味が出てくるものというふうな考へております。のみならず、更生債権の弁済につきましては別に條文がございまして、それはそちらのほうで賄われるというふうなことはおのづから現れておるものというふうな考へております。それから今申しました更生債権の弁済についての條文と申しますのは第百十二條でございます。この第百十二條で更生手続によらなければ弁済ができない、この「更生手続によらなければ」の意味は、更生計画の定めによつてなされるというのが一番主なる内容であると言へると思ふのでありますが、やはり正確に言へば更生手続で定める方法によらなければということになるかと思ふのです。こういう言葉は破産手続におきましても使われておるのであります。破産法の十六條或いは破産法の四十九條等にも同様の表現があつたと考へますが、この字句に従つた次第であります。

○委員長(伊藤修君) 次に五十九條の第二項、会社財産が受けた利益の限度について、その弁済した財産がなお会社の財産中に現存しておるといふ場合と説明されたのですが、これによりまして、現に利益の存する限度と同じ意味になるのですが、この点どうでしょう。

○政府委員(位野木益雄君) これはこの前の説明が大変不十分であつたと思ひます。本来会社にした弁済といふものは、その弁済の目的物が管財人の占有にならぬといふのが通常であります。併しなから場合によつて会社がその弁済の目的物を管財人に引渡したといふふうな場合、これはその限度で弁済の効力は認めてもいいのじやないかということでも認めたのが、この第二項の趣旨であります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、現に利益の存する限度というのじやなくして、どういふような意味になるのですか。この前の説明はそういうふうな同様のものですが、そうすると、現存する利益のみと、こういうふうに表示したほうがいいのじやないでしょうか。

○政府委員(位野木益雄君) 類似の現存している利益といふふうに申しても差支えないと思ふのでありますが、何と言ひますか、表現の目的がおのづから違つて来ると思ひます。現に利益の存する限度と申しますと、本来会社にした弁済で、本来会社にすべき弁済でその会社が費消したといふふうなものを除いて、なお現存している利益といふふうな場合は、これは現存利益といふたほうが適當かと思ひますが、これは弁済すべき相手方と申しますか、そういうものが違つておる場合であります。それから、現存利益といふよりも、受けた利益といふほうが表現が的確であるといふふうな考へるのであります。

○委員長(伊藤修君) だから私のお尋ねしているのは、法文には「受けた利益の限度」といふ幅の広い言葉が使つてあるのですが、あなたの御説明は、現に利益の存する限度にと、こういうふうな速記に出ておりますのです。が、そうすると、現存利益といふこと

になれば、法文のほうも現に受けた利益、こういうふうに表示したほうがはつきりすると思ふのですが、この場合としては恐らく立法者考へ方、又我々の考へ方としても、会社が弁済を受けたことによつて、これは有形無形に会社に何らかの形において存在するものとする考へるのですが、現在それがあつかないかといふことになると、実はそれはおのづから範圍が違つて来ることになると思ふのです。それから御説明のようになつて「現に」といふ言葉にとらわれるとそこに大きな開きが出て来ると思ふ。百万円弁済を受けて現にそれが百万円あるかどうかといふことはこれは問題です。恐らくそういう場合におきましては、百万円あり得ないですが、ね、併し会社全体の考へ方から眺めれば、それは百万円の利益がいろいろな面に流れて、有形無形にあるでしょう。で、そのところですね。

○政府委員(位野木益雄君) わかりました。その点はやはりこの前の説明の不十分であつた点かと思ひます。現存しなくても会社が受けた利益の限度で主張することができるといふ趣旨であります。

○委員長(伊藤修君) そういうふうな幅広く同つておけば、更生手続に大きな基本的な誤まりが出て来ると思ふのです。六十三條において売渡担保の担保は取戻権が認められることが規定されておるのですが、この反対解釈として、買戻付売買の場合は取戻権を行ふことができないものと解せられるといふように思ふのですが、そうすると、均衡を失ふのじやないでしょうか。

○政府委員(位野木益雄君) 六十三條は売渡担保のことのみを一応対象として規定しておりますが、買戻付売買の場合も同様にはこれは取戻権は行使できないといふふうな考へる次第であります。それは買戻付売買の場合でも物權的にはすでに所有權は会社のほうに移つておる次第でありますから、單に債權的効力として買戻権が付いておるといふに過ぎないものでありますから、取戻しはできないといふように考へております。

○委員長(伊藤修君) 次に百三條の規定は、消費貸借の予約には適用がないと思ふのですが、その場合には、民法の五百八十九條の消費貸借の予約の破産宣告による失効のような規定を要するのではないのでしょうか。

○政府委員(位野木益雄君) 御指摘のようによつて百三條の規定は、消費貸借の予約が双務契約でないといふふうな考へられますので、適用がないと考へるのであります。この更生手続は破産手続と異なりまして、従前の会社の財産關係をすべて總決算いたしまして、これを換価配當するといふ手続ではないので、企業は依然として存続するといふ建前になつておるもので、従前の継続的な契約もできる限りこれを存続せしめるといふ建前をとつております。従いまして例へば委任契約等も、これは民法には破産によつて當然終了原因として規定されておるが、ここでは、ことと申しますか、更生手続ではそういうふうな建前をとつておきませんし、又第百三條の規定等におきまして、破産法とおのづから構成を異にしまして、原則として契約は存続せしめるといふ建前の規定の仕方をいたしております。そのような見地か

ら消費貸借の予約なんかも、これは失効させるといふことではなくて、やはり存続させて置くといふことが適當と考へております。

○委員長(伊藤修君) 次に百三條に關連して、期限附利息附債權額の算定について、更生手続開始のときにおいて期限の到来したもの、開始当時の元金と、その当時までの利息との合計額、期限の到来しないものは元金だけといふ御説明だつたのですが、この期限の到来しないものについて、更生手続開始のときまでの利息を加えない理由をお伺ひしたいのですが。

○政府委員(位野木益雄君) これもやはり説明が不十分だつたかと思ひます。期限の到来しないもの、利息附でありますれば、開始決定までの利息も附加されるといふことに相成ります。

○委員長(伊藤修君) 次に百七十二條及びこれに關連する第三百條です。更生債権、更生担保權の譲渡は別に禁止されておらず、又おのづかの利害を考慮して議決権を行使する、その多數決によつて議決するのである、右のようによつて議決するの根拠が、この議決権を制限して処置する根拠がないように思ふのですが、この点はどうですか。

○政府委員(位野木益雄君) 御意見のようによつて更生債権、更生担保權の譲渡は別に禁止されておらないのであります。場合によつてこれは譲渡されて差支えないのみならず、好ましい場合もあるかも知れないわけでありまして、併しなから特に当初から更生手続の機会を利用して、不当な不利益を得ようとするという目的で売買を行う者がないとは限らない。例へばまあ非常に悪質な場合を

考えて見ますと、余り事情を知らない債権者とか、或いは株主のところへ行つて、言葉巧みに非常に安く債権なり、株主権を買取つて、そして相當の票と申しますか、権利を集めて、この議決権の行使についてのキャスティング・ボートを握る、そして会社の更生の有無は、更生の整理はむしろ度外視して、自分の利益のためにこれをどちらかに高価にふつけて売り付けるというふうなことが非常に害悪を及ぼす、手続にも非常に障害を興えるというふうなことが考えられるわけであり、そういうふうな特に悪質な者を決議に加はせるといふことになりまして、單に刑罰等で防止するといふことでは不十分であると考えられますので、実体的にもそういうものについて決議権を認めないといふふうにするのが適當じやないかと考えて、ここで第七十二條にそのような趣旨の規定を設けたわけであり、三百條でございしますが、これは同様の趣旨の規定は、和議法等にもございしますようにあります、更生手続の公正を期する上からは、このような罰則は必要でないかといふふうな考へておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) 次に第七十三條の一号の「更生計画によつてその権利に影響を受ける者」の意義を伺ひたいのですが、これについては全額弁済を受ける更生債権者、更生担保権者が入るとの説明であつたが、全額弁済を受けるか否かは議決集会によつて決定せられるものと思われ、その議決権も行使できなかつたため、その組の同意が得られず、裁判所が計画を変更して認可をする場合等もあるのではありませんか、これらの者にも議決権を行使させるべきではないでしようか、そう思われるのですか、どうですか。

○政府委員(位野木益雄君) 第七十三條の第一号の「更生計画によつてその権利に影響を受ける者」と申しますのは、今言われましたように、全額弁済を受ける更生債権者等も指すのであります。全額弁済を受けるかどうかは計画案が可決されて、而も裁判所によつて認可された後に初めて確定するわけであり、すでに計画案が一応作成されました以上は、その案においては、全額弁済を受けるかどうかといふことはすでに明らかになつておるわけであり、従ひましてそのような案について決議をするについては、そのようなのは決議に加はらせなくてもいいのじやないか、権利に影響を受けるという関係に立つておるものでありますから、そういうものまでも決議に加はらせる必要はないじやないかという考へ方から、これらのものは決議に加はらせなくてもいいといふふうにしたのであります。決議に加はらせない以上は、もはや二百四十二條のような処置をこれらのものについてとる必要はないわけであり、ありますから、二百四十二條との関係においては、この点は支障は来たさないうのじやないかといふふうな考へております。

○委員長(伊藤修君) 併し議決集会の場合においていふ／＼発言して、その決定が将来修正されるというふうなこともあり得るのですが、自分の権利にやはり重大な影響を及ぼすのじやないでしようか、そういうものをただ單に案だけで除外されているからと言つて、決議権を奪うといふことはどうも納得行かないのです。それは将来復活するかわからないし、やはりその案に含まれてない部分に対するところの発言権も奪ひ去るじやないでしようか。

○政府委員(位野木益雄君) 計画案は一応決定して当事者に送達した以上は、その後は関係人に不利なような変更は許されないのであります。従ひましてその後の変更によつて権利に影響を受けるという場合はないかと考へておるものであります。それからこの自分の権利に影響を及ぼす、他の部分については発言を許すべきじやないかといふことも考へられるわけであり、自分の権利に影響を及ぼさない以上、他人のことにのみ口をいれさせることは、これはやはりその決議に加はらせる以上は、その組のものの多数決の同意を得なければならぬのですから、いろいろやはり成立に支障を来たす場合も考へられますので、他人のことにのみ口をいれさせるということは、これは適當じやないのじやないかといふふうな考へまして、これは決議に参加させないといふふうにした次第であります。

○委員長(伊藤修君) 只今の御説明ではあります、この議決権を行使できなかつたために、その組の同意を得られんといふ場合も想像されるのですが、又裁判所が計画案を変更して認可する場合も想像されるのですが、して見ますれば、自分の権利に對しても、やはり発言といふものが重大な影響を持つことになるといふじやないでしようか。

○政府委員(位野木益雄君) これは決議に加はらせないといふのは、その組の同意は問題にしないといふ趣旨でありますから、そのの当否は先ほど申し上げた通りであります。

○委員長(伊藤修君) それは御説明は、加はらせないといふことが前提だから、御説明はよくわかるのです。併し私のお聞きしたいことは、若し加わつておたならば同意が得られる、十分自分のあれを納得せしめて同意が得られるといふこともあり得るでしょうし、又裁判所が公平に考へて、どうもあれだけを割奪することはいいからといふて、又変更するといふこともあり得るのですから、して見ますればその人にやはりそれだけの、額面だけの発言権を認めるということも民主主義にかなうのじやないでしようか。

○政府委員(位野木益雄君) その点ではあります、すでに自分としてはもう何にも影響を受けないのだ、そのものの同意を、これは事実上もう自分の権利の影響を受けない以上は恐らく同意を得られると思ひますが、併し場合によつて自分も満足するが、そのほかのものもこういふふうにしてもらいたいといふ意見を持つかも知れない。而もその意見があまり感心しないといふこともあるかも知れない。その場合にやはりその組の意見をどうして聞かなければならぬといふふうにも拘束的なものになります、これはやはり計画の成立にも支障を来たすといふことになると思ひますので、そういうふうな見地からこの法案におきましては、これは決議に参加させないといふふうな建前にしたものであります。これはアメリカの制度でも同様なことになつておるようであります。

○委員長(伊藤修君) 次にこの法案によりまして、決議の際、更生計画案の修正を許さないといふことになつておるのですが、一体集会をする以上は、集会された人々によつて又いい案があるうとも限らんし、そうすることによつて成立するといふことも、これは事実上予想されるのですが、これは絶対修正を許さないといふ建前をつたも少し理由を伺ひたいのですが。

○政府委員(位野木益雄君) 御指摘のように、決議の際にも相當自由で計画案の変更と申しますか、修正を許すといふことができれば、非常に便利であると考えられます、一方手続の面から見ますと、計画案を決議する前には相當の手続を経ているわけなんです。先ず案ができた、その案を裁判所が検閲しまして、修正を命ずるものは修正を命じ、そして認可でき、その前になお関係人の意見も関係人集會を開いて聞かれます。そういうふうな手続を経て固まつた案を、又決議の際に変更するといふことになり、もう一度前のことから……いろいろ関係人の意見もあつたかも知れんし、又安心して案を見てこの決議に出席しない、この程度の案ならいいだろうといふことで、特に決議に出席しないといふ人もあるかも知れない。そういうふうな人の関係もあるといふ

○政府委員(位野木益雄君)　そういうことも十分考えられるのであります。が、そういうふうな交渉はやはり計画案審理のための関係人集会の段階におい

正命令に従わないような場合には通常その案は不適法であるか、或いは公正、公平なものでないか、或いは遂行可能なものでないか、というように認めら

○政府委員(位野木益雄君) 数個の更生計画案が提出された場合には、すでに決議のための関係人集会の前に、こ

知されておるのですか。その点はどうですか。

○政府委員(位野木益雄君) A、B、Cの三案がある場合に、その決議に付

○委員長（伊藤修君） それは一つの案の場合はそういう御説明も納得できる
ります。

のですが、A、B、Cと三つ出ておれば、少くとも意見が三つあつたわけですから。最良と考へる意見が三つあつた以上は、その三つに対して最後の段階に於て比較検討して、他人の意見も聞き、集會者のいろいろの意見を聞いて、果してAがよいのか、Bがよいのかという選択をさせるために、A、B、Cと少くとも数個の案が出たはずですから、してみれば、その段階に於けるまで十分研究したんだから、ノー、イエスをきめればよいというのでなくして、少くともノー、イエスをきめる対象が三つあるのだから、その三つに対してどれをとるかという研究も必要でしょうし、意見を聞くことも必要だろうと思ふのですが、その機会が與えられないようなことになつては、折角数個の案を出すということに対して何にもならんということになりはしないかと思ふ。それはやはり同時に提出して、同時にそれを審議するといふ行き方ではないと、折角三つの案ができて、それを研究するといふことがないのじやないかと思ふ。機会を失うじやないかと思ふ。

○政府委員(位野木益雄君) お尋ねは御尤ものように考へるのであります。が、やはりこの法律の建前といたしましては、とにかく審議のための関係人集會においてなすべきものでありますから、決議のための集會では、これは自分がさういふふうな今までの審議の狀態或いは計画案の内容を見て、A、B、CのCが一番いい、Aにも反対する、Bにも反対する、Cには賛成するといふことをおのずから考へておる。おのずから決意もできておるのじやないかといふふうな考へられるわけ

です。事実上この集會においていろいろ論議されることは、これは好ましいことであるが、法律的にはこれはやはり一括して決議といふことは困難じやないかといふふうな考へられるので、順次やればおのずから最良のもの、これが現われるのじやないかといふふうな考へた次第でございます。

○委員(伊藤修君) 立案者のお考へ方は、議會などにより各政党内からかじめ討議できめておいて、採決だけで行つて立つたり坐つたりするだけのようにお考へようですが、どうも實際生きた事業といふものは、そんな拘子定規で行けるかどうか、少くともあたは、立案者のお考へとしては、裁判所が同時に提出しにならうと、順序を付してお出しにならうと、それは自由であらうといふことは言えるのです。ね、その点は……。

○政府委員(位野木益雄君) そりうふうな議論につきましては、もうさういふ……。

○委員(伊藤修君) いや、計画案の提出ですね、議題に供すること……。

○政府委員(位野木益雄君) それは差支えないと思ひます。

○委員(伊藤修君) 差支えない。二百九十九條の陳述は、債務引受契約の申込の性質を有するものと説明があつたのですが、この場合、従前の債務を負担するのではなくて、新たな債務を負担することになるのではないでしようか、又その契約は陳述したときに初めて成立するものであるのか、申込者、申込を受ける者等について、今少し何らかの規定が必要ではないかと思ふのです。

○政府委員(位野木益雄君) 二百九十九條の陳述は、債務引受契約の申込の性質を有する場合もあるかと存じますが、その点では勿論ございませうので、従前の債務を負担する場合、その人が新たに債務を負担する場合、いふふうな場合もあるわけでありまして、この陳述したときに初めて契約としての効力を生ずるかどうかがいふ点であります。これは実体的にはすでに裁判外と申しますか、手続外においてさういふふうな合意がなされていふという点であれば、勿論さういふ実体的な効力としては、この手続における陳述を待たずして効力を生じているといふことは考へられるわけでありまして、この手続においては、例へば更生計画成立後においてその債務引受をしたようになつて、強制執行するとか、更生債権者表に基いて強制執行するとかといふふうな効力は、これは二百九十九條の陳述があつた場合にのみ認められるといふことになるかと思ひます。それから申込をする人、或いは申込を受ける人等について、もう少し規定が必要ではないかといふ点であります。が、これは御承知のように和議法とか、破産法の強制和議の規定にも同様和議のために債務を負担する者といふふうな者があるわけでありまして、その者につきましては、手続上期日に出席して陳述しなければならぬという規定はないわけでありまして、併しなから、今申しましたような債務名義の効力を生ずるといふためには、解釈上期日に出席して陳述することが必要であるといふふうになつておるやうであります。この更生法案におきましては、

その点を明文化いたしましたので、この二百九十九條にその趣旨が規定いたしてあるわけでありまして、申込をする人とか、さういふふうな点については、申込みと言いますか、更生のために債務を負担する者といふふうな者は、どういふ者であるかといふふうな点につきましては、二百二十二條におきまして、その者を明示して且つ債務の内容を定めなければならないといふふうにいたしておきますので、これはこの程度で明確になつておるといふふうな考へておるわけでありまして。

○政府委員(位野木益雄君) 例へば抵当権について考へますと、一番抵当、二番抵当、三番抵当といふのがありまして、三番抵当は実質的に担保されていふといふふうな場合があるわけでございます。さういふものはこれは更生債権として取扱うといふ考へ方なのであります。第百二十三條に更生担保権の定義がございまして、これは更生債権又は更生手続開始前の原因に基いて生じた会社以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時会社財産の上に存する抵当権等と担保された範圍のものは更生担保権とするといふ趣旨は、実質的に担保されたものを更生担保権とするといふ趣旨でありまして、それは次の第百二十四條の第二項からさういふ趣旨が出るかと思ひますが、その同條項は更生担保権者は、その債権額のうち担保権の目的の価額をこえる部分については、更生債権者として更生手続に参加することができ、「さういふことになつておきまして、実質的に担保されていない部分は更生債権者として参加する、さういふことになつておきまして、従ひまして今申しました三番抵当のような場合には、これは更生債権者として手続に参加する

○委員(伊藤修君) もう一つ簡単に尋ねますが、二百四十九條に「貸借を免かれ」とありますが、この意味をお伺いしたい。いわゆる自然債務であるのかどうか。

○政府委員(位野木益雄君) これはやはり更生債権自体は全然消滅してしまふといふことは言えないと考へます。それはその前の二百四十八條の第二項にもございまして、更生債権者の保証人と申しますか、更生債権についての会社の保証人等はやはり依然としてその債務を負担しておるということになつておきますので、責任を免かれ、会社は責任を免かれ、責任を免かれ、考へなければならぬ。従ひまして、これはやはり一種の自然債務的なものといふふうな考へられます。

わけでありませう。一番抵当と二番抵当のほうは、若し二番抵当も実質的に担保されるということでありませう。これは特に、一番、二番と区別しなくとも、実質的に担保されているという程度において平等の取扱ひをしても、これは差支ないものというふうに考えておきます。

○委員(伊藤修君) そうすると、この担保される範囲のものは、この様の時期はいつ頃を指すのですか。

○政府委員(位野木益雄君) 更生手続開始当時。

○委員(伊藤修君) そうすると更生手続開始当時、それは誰が定めるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) これは結局更生担保権の確定の問題になるのです。関係人に届出についての争ひがなければ、それで確定いたしますし、争ひがあれば結局確定訴訟で裁判所がきめるということになるのでございませう。

○委員(伊藤修君) そうすると、例えば百万円から百万円という担保物の価値があるかというところは、つまり容易に集まつた債権者にはわかるでしょうが、恐らく関係者は裁判所の手続でありますから、不用意にそういうことに対しては争ひを起すとか、何とかということはあり得ないと思ふ。例えば実質上三番抵当者がごん／＼発言するということにはなりませんか。

○政府委員(位野木益雄君) これは非常に重要なことでありますから、関係人も相当注意すると思ふ。のみならず、管財人がおりますから、管財人としては、そういう点が重要な調査ということになります。

○委員(伊藤修君) そうすると、管財人がそれに対して、いわゆる予め算定するとかというところにならないといふと、基準が悪いのじやないか。

○政府委員(位野木益雄君) 管財人としては、当然そういうような手続をとるべきものと考えてます。

○委員(伊藤修君) それまでに……

○政府委員(位野木益雄君) さうです。

○委員(伊藤修君) 御承知の通り現在の企業界におきましては、その統計は私のほうでちよつとわかりませんけれども、日本全国において相当多くの会社が銀行の管理融資になつていて、このことは現在の事情です。そういうような場合において更生手続を開始された場合に、この銀行が挙げて応援しておるところの管理融資に対して、更生手続は非常に大きな影響をもたらすと思ふ。こういうものに対するところのお考え方としては、現在どういふふうに処置なさろうとしておられますか、依然としてこの更生手続でございませう。

○政府委員(位野木益雄君) 現在銀行の事実上の管理の下にある会社が相当数あるということは、仰せのように承知をいたしておられますが、この法律自体としては特にそういうものについては例外を設けるという建前はとっておりません。併しながら事実におきましては、これは銀行の管理の下にあるというところは、私的に更生手続が円満に行われておるといふふうに考えられ

るわけでありませうので、この手続の厄介にならなくても、これは十分更生が可能じやないかというふうに考えるわけでありませう。どうしても行けるわけば、結局この手続によつて解決するといふ建前になるかと思ふ。この手続が非常に法的に不公平である、この手続で行きますと、事実上の銀行の管理のやり方が非常に不公平であるといふことであります。これはそれはそれで不満を持つて、この更生手続に棄換えて来るということが或いはあり得ると思ふ。これは若しそういうことがあれば、それでも止むを得ないといふことを考えるわけでありませう。併し恐らくこれは公正に行われてゐるのであれば、これは円満に解決されるし、又そのほうが非常に望ましいといふふうに考えておられます。

○委員(伊藤修君) 御説明のように不公平だとか、それに対していろいろ不満があるかという場合において、他の債権者が銀行管理から脱するたため、この手続をあえて求めて来る場合もあるでしょうが、必ずしも、債権者というものは苦しいわけですから、みづからその銀行管理から脱却したいという意味において申立てる場合もあるし、銀行を逆に苦しめるような立場に入つて来る場合も想像されると思ふ。入つて来る場合は、自分の多数の預金者から預つた金を損害なからしめようとして、理事者に任しておかれんから、銀行が管理して、なおその清算に対して銀行が余力を以て応援しておるといふような、善意でやつておるのです。債権者としての立場と債務者としての立場とはおのずから一致しない。債権者のほうでは何とかしてそ

の債権を保全するために随分無理も窮乏なことを言ひ、人員の淘汰もしようとする。或いは清算についても理事者と一致しないことは、これは通例である。そういう端緒を脱却しようと思つてこの更生手続に出て来る場合も相当あり得ると思ふ。そうすると、折角銀行のほうでは従来の貸金を生かす、新しく又銀行管理をして融資しておる、こういうような重大な投資をしておるものを更生手続に一樣に消込んでしまふ。そうして一般債権者と同じように、或いは担保権者と同じようにこれを叩き込んでしまふといふことになりませう。銀行の最初の思惑とはうんと違つて来ることになると思ひます。これは今後の経済界に至大な影響を及ぼすと思ふのですが、恐らく銀行管理を受けておるものは窮乏ですから、この手続に出て来やしないかと思ふのですが、そうすると、これは非常な銀行の破産といふことに迫込まれる結果を生ずるのではないか、こう思ふのですが、この点は立案の当時お考えになつたかどうか。

○政府委員(位野木益雄君) その点は非常に重大な問題だと考えられます。債務者といふことは、そういうふうなまじめな更生の目的でなくて、債権者に対する嫌がらせと申しますか、そういうふうにも見えるような目的で手続の申立をするといふことはないと保しがたいと思ひますが、これは三十八條あたりの手続開始の條件といふ規定がございませうが、そういうこの各條項に該当いたす場合があるのじやないかというふうに考えますので、こういう点からこれは防止し得る面も相当あるのじやないかと考えられます。

更にはこれは債務者自体が何らかの法律的手段に訴ふる、事実上の管理に満足せずに法律的な手段に訴ふるということとは、これは防止し得ないわけでありませう。これは現在でも、例えば自分から進んで破産をしたい、或いは自分から進んで和議をしたいといふようなことであれば、これはそれを防止する方は別にないわけでありませう。濫用ではない限りはそういうふうな手段、これはまあほかにもとり得るわけでありませう。特にこのためどうしても不都合であるといふ点は、これは必ずしも当らないといふふうに考えるわけでありませうが、まあ運用上相当慎重にやるべきものといふふうに考えます。

○委員(伊藤修君) それは必ずしも今御説明のように、三十八條に列挙された場合のみでなくして、事業上の考へ方が相違する場合があるわけですね、そういう場合が実際の企業運営において多いと思ひますが、銀行の管理というものは実に苦しいものでありますから、だから銀行の管理を受けているよりは、銀行は金を出し切つてしまつたのだから、これ以上はあつて出してはくれない、それで従来の投資及び新しい投資を受け切つておるのですから、これの範囲において新しい更生計画を立ててやるといふ考え方を持つ。それは今お説のように、それとを比べるとこれはよくないとおつしやればそれまでだが、随つて銀行の立場から見ると、大きな生命線に影響すると思ふのです。債務者のほうから見れば、それでとめるべきものじやないか、これは御説明の通りです。併しこれは一面だけを見て他面を見ないこと、金融界がそれによつて非常に萎

縮してしまふ。又現在の金融界のあれを阻害するやうなことがあつては、延いては企業の破綻じやないか、全企業の破綻じやないかと思ひますが、そういう点ですね、債務者から見れば勿論お説御尤もですよ。それをあえてとめることは、破産を申立ててもいいし、和議を申立ててもかまわないし、それは権利でしょう。

○政府委員(位野木益雄君) お説誠に御尤もと思ひますが、事實上の銀行の管理が、これが大局的に見て最もいい方法であるかどうか、これは必ずしも言い切れないのではなからうか、或いはその銀行自体にとつては最も都合のいい手続であるかも知れませんが、大局的に債務者或はほかの債権者、或いは社会的に見て果してそれが最もいい更生の方法であるか、この法律による更生手続というの、これはやはりいろいろまあ特徴も持つておるし、まあ手続の公正という点においては、これは事実上の管理よりもやはり優れておると言わざるを得ないのであります。債務者といへども、これはこの法律による更生手続によるよりも、事実上の銀行の管理に属するほうが、費用の点、いろいろ点から見て有利であると思へば、これはおのずから自制することと思ひます。併しなから更生手続によりたいというこの希望を持ち、そういう原因が十分ある、手続の申立自体も非常に誠実な動機からされておる、銀行の意見といへども最もいいとは限らない、銀行の意見よりも、こういう考え方があつてというふうなことで、そういうふうな申し分の聞くべきものもあるかと思ひます。そういうふうな場合にも、この手続をと

るべきものじやないとして排斥するといふことは、これは必ずしもとるべきものとは考えないのであります。

○委員長(伊藤修君) 御説明よくわかるのですが、私の心配することは、現在の日本の経済界において、銀行管理というものが相当数あるのですが、それが一部債権者の申立により、直ちにこの手続に入られた場合に、銀行がどうなるか、日本の金融界がどうなるかといふことを心配するのですから……。

○政府委員(位野木益雄君) 銀行自体もこの手続が始まつたら、これは大損害をこうむるだらう、必ずしもそうじやなくて、この手続が始まつたために却つて公正に取扱われて、自分も非常に有利な立場に立つといふことは、これは十分あり得ることといふふうに考へております。

○委員長(伊藤修君) それは銀行管理の場合においては、公正、不公正というやうなことは殆んどあり得ないと思ひます。これは銀行あたりは恐らく公正にやられることは当然のことだと思ひますが、個人の管理している場合とは違ふのですから……。ただ銀行がその金融的において非常に困るのじやないか、こう思ひだけですが。まあこれは後に研究することにしたします。次に国税徴収法の第三條によると、債権が国税よりも優先することがあるのです。それが、その場合において更生手続との関係はどうなるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) 御指摘のやうに、質権又は抵当権の設定が国税の納期限一年前にある場合は、国税徴収権よりも質権、抵当権のほうが優先するといふことになつておるわけであり。従ひまして例へばこの本法案

におきまして申しますと、二百三十六條で第一項の更生担保権の中にはと申します。むしろ大部分は国税徴収権よりも優先することになる。併しなからこれを法律的に常に更生担保権の次に位すべきものとするかどうか、こゝういふことはいろいろ点から又考察しなければならぬ点であります。やはり国税は国家の財政の基礎を成すものであります。一般債権とはおのずから取扱ひを異にするべきものと考え、ここに二項を設けて、国税等につきましては、第一項の順序に従わなくてはならぬといふことになつたわけであり。併しなから権利の強弱はおのずからすてきまつておるわけであり。従ひまして担保権者は、これは自分がどうしても本年の権利よりも不利に取扱われるといふふうに考へるならば、そういう計画案には反対をせざるを得ないわけであり。そうすると、更生計画案はできない、できないと会社は場合によつて破産するといふことになり。そうすると、国税徴収のほうに担保権に遅れるといふことになるわけであり。それから、そこにおのずから調整ができて、案としては妥協なものができるといふやうなことを考へておるわけであり。

○委員長(伊藤修君) 次に更生計画が認可後更生手続が廃止される場合があるでしよう。遂行ができないで……、そういうやうな場合には担保権者が復活しないやうに考へられるのですが、非常に担保権者としては迷惑な話じやないでしようか。これは何とか遂行ができなかつたら、従前の担保権者

の地位に復活せしめるやうな手当をする必要がないのでしようか。

○政府委員(位野木益雄君) その点も非常に大きな問題であります。この立案の過程におきましても、法務審議会の等でもこれは最も活発に論議された点の一つであります。更生計画が一旦認可されたけれども、その遂行の途上において挫折したといふやうな場合には、できればこれは認可前の状態に復するといふことが好ましいわけであり。ますが、すでに認可決定があつて、而も確定した、それでどうも計画が遂行された。又認可手続によつて法律上当然生ずべき効果が生じてしまつた。それを今度遂行の過程において不可能になつたからと言つて覆すといふことは、これはどうであらうか。大体そういう場合は非常に困難になる、むしろ不可能に近いのじやなからうかといふことがまあ考へられるわけであり。それで、それでそういうふうな都合と同時に、本来担保権を持つてゐる人は、更生計画案においてもそれはそれ相応の取扱ひを受けて、それ相応の分け前をすでに受けておるはずである。であるから、仮に元通り担保権が復活しなくても、それ相応の権利はすでに與えられておるのであるから、この担保権者の権利もそれほど侵害するといふことはいふまでもないといふやうなことから、このやうなことにいたしましたのであります。

○委員長(伊藤修君) 一応理窟はわかりますが、ちよつと納得のいかないやうなところもあります。本法において担保権に対する制約から来るこのやうな大きな問題だと思ひますが、延いて企業界に及ぼす影響は、金融面にお

ては非常に梗塞されると思ひます。これも後に研究することにしたします。銀行あたりではこの本法が施行されると、現在日本の大会社たる百四十社くらいは別問題として、それ以外の日本の大部分の会社といふものは現在全く行詰つちやつておるのです。それが美事なんです。これが本法を利用して殆んど申立てるといふことになつたら、大混亂を来たすといふやうな気がするのであります。そういうやうな御懸念はないのですか。又そういう点について、従来立案の際にお調べになつたことがおありになるかどうか、若しあるとすれば、そういうやうな資料を一つ頂きたいと思ひます。

○政府委員(位野木益雄君) 現在の我が国の経済状態は必ずしも正常ではないと考へるのであります。相當会社の経営状態も悪いものが多いように聞いております。併しなから更生手続におきまして、この財産の評価といふものは、これはおのずから、おのずからと申しますか、清算価格によらないで、いわゆるゴーイング・コンサーン・バリュー、企業が存続しておるといふ前提による評価といふものを考へておるわけであり。そういうやうな建前から申しますと、会社のいろいろバランなんかも相當何と申しますか、悪く言う、不当に悪く考へられておる場合もあるといふやうに考へるわけであり。この法律におきましては、これはそういう評価なんかに置きましても、十分ゴーイング・コンサーン・バリューとしての評価をして行くといふやうなことを考へておるわけであり。又三十條の規定なんかに置きましても、これは事実上どうしても今困つ

ておるといふような場合に初めてでき
るということをお考へておるのでありま
すから、それほどひどく濫用されると
いうことはない、又会社の整理なんか
の規定が商法にございますが、これ
も大同小異の開始原因になつておりま
す。併しながらそのために実業界がそ
れを濫用された結果、非常に混乱を来
たすということも未だないように承知
いたしておりますので、それほどこ
れは、そういう点は憂う必要のないの
じやないかと、まあ相当これは重要な
問題でありますが、そういうふうな
ことを考へております。

○委員長(伊藤修君) それでは本日は
この程度にいたしましたので、次は次回に
譲ることにいたします。ではこれを以
て散会することにいたします。

午後三時二十二分散会

昭和二十六年十一月二十四日印刷

昭和二十六年十一月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所